

六法全書 令和三年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日（令和三年一月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べる事ができなくなっています。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和三年四月二日から令和四年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和四年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和三年三月二〇日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和三・七・二六までに施行」などと表記していますが、施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和三年三月二〇日

有斐閣六法編集室

凡例

〔内容現在〕 令和三年三月二〇日

〔掲載内容〕 六法全書令和三年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和三年四月二日から令和四年三月三十一日まで（令和四年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕 六法全書基準日（令和三年一月一日）から同年三月二〇日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

施行日決定一覽

法令名	施行期日	施行期日を決めた法令
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二法三〇）附則第一条	令和三・四・一	令和三・二・一九政三
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二法三八）附則第一項	令和三・二・一	令和三・一・二九政六
マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替等の内滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二法六二）附則第一条第二号	令和三・三・一	令和三・二・三政三
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二法五〇）附則第一条第二号	令和三・五・一	令和三・三・一九政五

目次

公 法

○司法試験法(昭和二四法二四〇)……………	三
○地方自治法(昭和二三法六七)……………	三
○地方自治法施行令(昭和二三政二六)……………	三
○国家戦略特別区域法(平成二五法一〇七)……………	四
○行政手続法(昭和六政二六五)……………	四
○行政書士法(昭和二六法四)……………	五
○所得税法(昭和四三法三)……………	五
○所得税法施行令(昭和四〇政九六)……………	六
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四四法四六)……………	六
○消費税法(昭和六三法一〇八)……………	七
○消費税法施行令(昭和六三政三六〇)……………	七
○酒税法(昭和二八法六)……………	八
○登録免許税法(昭和四二法三五)……………	九
○租税特別措置法(昭和三三法二六)……………	九
○地方税法(昭和二五法二二六)……………	一〇
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三三法七七)……………	一〇
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三三法二二)……………	一〇
○自衛隊法(昭和二九法一六五)……………	一一
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四八法一七)……………	一一
○動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四八法一〇五)……………	一一

民 事 法

○特定非営利活動促進法(平成一〇法七)……………	一一
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成二四法七八)……………	一三

刑 事 法

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成二法三六)……………	一四
○犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成一九法二二)……………	一四
○麻薬及び向精神薬取締法(昭和二八法一四)……………	一四
○覚醒剤取締法(昭和二六法二五二)……………	一六

社 会 法

○雇用保険法(昭和四九法一一六)……………	一七
○国民年金法(昭和三四法一四)……………	一七
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二四法一〇二)……………	一七
○臨床研究法(平成二九法二六)……………	一八

産 業 法

○食品衛生法(昭和三三法二三三)……………	一九
○食品表示法(平成二五法七〇)……………	二〇
○消費生活用製品安全法(昭和四八法二二)……………	二二
○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四八法一一)……………	二二
○銀行法(昭和五六法五九)……………	二二
○保険業法(平成七法一〇五)……………	二三

○貸金業法(昭和五八法三三)……………	二三
○資金決済に関する法律(平成二法五九)……………	二四
○金融商品取引法(昭和三三法二五)……………	二六
○投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二六法一九八)……………	二九
○金融商品の販売等に関する法律(平成二二法一〇一)……………	三〇
○商品先物取引法(昭和二五法三三九)……………	三三
○宅地建物取引業法(昭和二七法二七六)……………	三三
○農業協同組合法(昭和二三法二二)……………	三三
○航空法(昭和二七法三二)……………	三三
○郵便法(昭和二三法一六五)……………	三三
○民間事業者による信書の送達に関する法律(平成一四法九九)……………	三三

有効な改正前規定（国家戦略特別区域法 行政手続法施行令）

○国家戦略特別区域法

録講習会の登録等、同法第五十一条の規定による条例の制定並びに同令第九条第一項第一号及び同条第二項において準用する同令第十五条から第二十号までの規定による同号の養成施設の登録等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、同法及び同令中部道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

② 略

令和三年四月七日以降有効な旧規定

改正法令一覽

改正法令一覽
九法七二 附則五条（令和三・六・九施行）

特定非営利活動促進法の特例

第四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業（国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による縦覧に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の設立を促進する事業をいう。別表の十二の三の項において同じ。）を定めたる区域計画について、内閣府の大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十条第一項、第二十五條第三項又は第三十四條第三項の認定の申請があつた場合における同法第十条第二項及び第三項（これらの規定を同法第二十五條第五項及び第三十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十条第二項中「公告し又はインターネットの利用により公表する」とあるのは、「インターネットの利用その他の内閣府で定める方法により公表する」と、書類」とあるのは、「書類（第二号において、「特定添付書類」という。）と、二週間」とあるのは、「二週間」と、同法第二号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは、「特定添付書類に記載された事項」と、同法第三項ただし書中「二週間」とあるのは、「二週間」とする。（改正により削られた）

別表 第二条関係

十二の三の項

十二の三	特定非営利活動法人設立促進事業	第二十四條の三
------	-----------------	---------

（改正により削られた）

○行政手続法施行令

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

改正法令一覽
政令の整備に関する政令（令和二・七・八政二九 本則九条（令和四・一・一施行））

意見公募手続を実施することを要しない命令等

第四条①（柱書略）

十一 雇用法

雇用法（昭和四十九年法律第十六号）第十条の四第一項、第十三条第一項及び第三項、第十八条第三項、第二十条第一項（同項の厚生労働省で定める理由に係る部分に限る。）及び第二項（同項の厚生労働省で定める理由に係る部分に限る。）、第二十二條第一項、第二十四條第二項（同項第二号の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）、第二十五條第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）、及び第三項、第二十六條第二項、第二十七條第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）、及び第二項、第十九條第一項、第二十二條第三項、同法第三十七條の四第六項及び第四十條第四項において準用する場合を含む。）、第三十三條第二項（同法第三十七條の四第六項及び第四十條第四項において準用する場合を含む。）、第三十七條の四第四項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第五十二條第二項（同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。）、第五十六條の三第一項（同項の厚生労働省で定める基準に係る部分及び同項第二号の就職が困難な者として厚生労働省で定めるものに係る部分に限る。）、第六十一条の四第四項（同項の厚生労働省で定める理由に係る部分に限る。）、並びに第六十一條の六第一項（同項の厚生労働省で定める理由に係る部分に限る。）、命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等

② 略

十一 雇用法

○行政書士法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
改正法律法第一号
本則（令和三年三月三十一日施行）

（目的）
第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適をを図ることに伴い、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

（設立）
第三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一条及び第二条の第三項（第一号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことを旨として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（設立の手続）
第三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員となる者とする行政書士が、共同して定款を定めなければならない。

（解散）
第三条の九 ①（往書略）
七 一六（略）
② 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合において、その六月を経過した時に解散する。改正により削られた。

③ 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出なければならない。（改正後の②）

新第三三条の九の二 改正により追加
第三三条の九の二 第一第二第三三条の四 改正後の第二三条の九の二 第三三条の九の五

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

○所得税法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
改正法律法第一号
本則（令和三年三月三十一日施行）

（小規模業者者の収入及び費用の帰属時期）
第六七条 青色申告書を提出することに基づき税務署長の承認を受けている居住者が不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行なうもののうち分岐不動産業者の金銭貸付に該当するもの、林の伐採に係る譲渡に係るものを除く。計算上総収入金額及び必要経費を算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務に算入すべき金額として収入し、支出し、費用の額とする。改正により追加

（確定申告書）
第二〇条 ①（略）
②（略）
③（略）
④（往書略）

（高齢者の医療の確保に関する法律第七十三条第一項（定款））
規定する保険料は同法第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合の当該居住者が支払う医療費の額を通知する書類として財務省令で定める書類で、控除適用医療費の額等の記載があるものとする。

⑤ その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書提出する場合に、当該申告書が青色申告書である場合には、財務省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年のうち総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

⑥ ⑦（略）

（申告、納付及び還付）
第六六条 前編第六章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総所得に係る所得税に於いて、第二項（納付及び還付）について準用する。場合において、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

項と、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

○所得税法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
改正法律法第一号
本則（令和三年三月三十一日施行）

（税額）
第二十条 ①（略）
②（略）
③（略）
④（往書略）

（高齢者の医療の確保に関する法律第七十三条第一項（定款））
規定する保険料は同法第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合の当該居住者が支払う医療費の額を通知する書類として財務省令で定める書類で、控除適用医療費の額等の記載があるものとする。

⑤ その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書提出する場合に、当該申告書が青色申告書である場合には、財務省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年のうち総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

⑥ ⑦（略）

（申告、納付及び還付）
第六六条 前編第六章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総所得に係る所得税に於いて、第二項（納付及び還付）について準用する。場合において、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

項と、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

項と、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

○所得税法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
改正法律法第一号
本則（令和三年三月三十一日施行）

（税額）
第二十条 ①（略）
②（略）
③（略）
④（往書略）

（高齢者の医療の確保に関する法律第七十三条第一項（定款））
規定する保険料は同法第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合の当該居住者が支払う医療費の額を通知する書類として財務省令で定める書類で、控除適用医療費の額等の記載があるものとする。

⑤ その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書提出する場合に、当該申告書が青色申告書である場合には、財務省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年のうち総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

⑥ ⑦（略）

（申告、納付及び還付）
第六六条 前編第六章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総所得に係る所得税に於いて、第二項（納付及び還付）について準用する。場合において、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

項と、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

項と、第二項（納付及び還付）の字定納税額の減額承認の申請書（中取引）があるのは、取引（前払の施設を有する非居住者）に規定する第六六一条第一項第一号（国内源泉所得）と、同項とあるのは、前

有効な改正前規定（所得税法施行令（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律））を受ける財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

② 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定の適用を受ける者の所得税に係る同項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の調査に際しては、同項の帳簿を検査するとする。ただし、当該帳簿の検査を困難とする事情があるときは、この限りでない。（改正後の③）

○所得税法施行令

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

一 所得税法施行令及び公害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令和二・三・三政一）
二 本則一条（令和四・一・一施行）

第二編第一章第5節

第二款 小規模事業者の収入及び費用の帰属時期

第一九六条（小規模事業者の要件）

一 その年の前年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額（法第五十条（事業）に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定を適用しないこと。計算した場合の金額とする。の合計額が三百万円以下であること。
二 既に法第六十七条の規定の適用を受けたことがあり、かつ、その後同条の規定の適用を受けることとなつた者については、再び同条の規定の適用を受けることにつき財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた者であること。

第一九七条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

一 特定対象者の居住地域が第一項若しくは前項の届出書又は異動届出書に当該特定対象者の居住地域として記載した国又は居住地（改正により削れた）
二 第七項第八号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないこととなつた場合、それぞれ同号イ又はロに定める国又は地域（改正により削れた）
三 第七項第八号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する特定対象者が同号イ及びロに掲げる者のいずれにも該当しないこととなつた場合、その該当しないこととなつた旨（改正により削れた）

第一九八条（一）（改正により追加）

第一九八条（二）（改正により追加）

第一九八条（三）（改正により追加）

第一九八条（四）（改正により追加）

第一九八条（五）（改正により追加）

第一九八条（六）（改正により追加）

第一九八条（七）（改正により追加）

第一九八条（八）（改正により追加）

第一九八条（九）（改正により追加）

第一九八条（十）（改正により追加）

第一九八条（十一）（改正により追加）

第一九八条（十二）（改正により追加）

第一九八条（十三）（改正により追加）

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第三十二条（一）（略）

第三十二条（二）（略）

第三十二条（三）（略）

第三十二条（四）（略）

第三十二条（五）（略）

第三十二条（六）（略）

第三十二条（七）（略）

第三十二条（八）（略）

第三十二条（九）（略）

第三十二条（十）（略）

第三十二条（十一）（略）

第三十二条（十二）（略）

第三十二条（十三）（略）

第三十二条（十四）（略）

第三十二条（十五）（略）

第三十二条（十六）（略）

第三十二条（十七）（略）

第三十二条（十八）（略）

第三十二条（十九）（略）

第三十二条（二十）（略）

第三十二条（二十一）（略）

第三十二条（二十二）（略）

第三十二条（二十三）（略）

第三十二条（二十四）（略）

第三十二条（二十五）（略）

第三十二条（二十六）（略）

第三十二条（二十七）（略）

第三十二条（二十八）（略）

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第三十三条（一）（略）

第三十三条（二）（略）

第三十三条（三）（略）

第三十三条（四）（略）

第三十三条（五）（略）

第三十三条（六）（略）

第三十三条（七）（略）

第三十三条（八）（略）

第三十三条（九）（略）

第三十三条（十）（略）

第三十三条（十一）（略）

第三十三条（十二）（略）

第三十三条（十三）（略）

第三十三条（十四）（略）

第三十三条（十五）（略）

第三十三条（十六）（略）

第三十三条（十七）（略）

第三十三条（十八）（略）

第三十三条（十九）（略）

第三十三条（二十）（略）

第三十三条（二十一）（略）

第三十三条（二十二）（略）

第三十三条（二十三）（略）

第三十三条（二十四）（略）

第三十三条（二十五）（略）

第三十三条（二十六）（略）

第三十三条（二十七）（略）

第三十三条（二十八）（略）

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第三十四条（一）（略）

第三十四条（二）（略）

第三十四条（三）（略）

第三十四条（四）（略）

第三十四条（五）（略）

第三十四条（六）（略）

第三十四条（七）（略）

第三十四条（八）（略）

第三十四条（九）（略）

第三十四条（十）（略）

第三十四条（十一）（略）

第三十四条（十二）（略）

第三十四条（十三）（略）

第三十四条（十四）（略）

第三十四条（十五）（略）

第三十四条（十六）（略）

第三十四条（十七）（略）

第三十四条（十八）（略）

第三十四条（十九）（略）

第三十四条（二十）（略）

第三十四条（二十一）（略）

第三十四条（二十二）（略）

第三十四条（二十三）（略）

第三十四条（二十四）（略）

第三十四条（二十五）（略）

第三十四条（二十六）（略）

第三十四条（二十七）（略）

第三十四条（二十八）（略）

消費税法

消費税法施行令

その取得の日の属する年の十二月三十一日又はその取得の日から三月を経する日（以下「遅い日」と称す）に当該特定対象者との間で行った特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合にあっては、政令で定める日）までに、当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。当該特定をし、その後再び当該政令で定める場合に該当することとなった場合についても、同様とする。

令和三年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
消費税法等の一部を改正する法律（令和二・三・三二）
本則六条（令和四・一・一）施行

令和三年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和二・三・三二）
政一四（本則）一条（令和二・〇・一〇）、令和四・一・一施行

- ⑦ 改正により追加
- ⑧ 改正後の⑨
- ⑨ 改正により追加
- ⑩ 改正後の⑪
- ⑪ 改正により追加

記録の作成及び保存

第三項の規定による届出書の提出若しくは同条第四項の規定による異動届書の提出を受けた場合又は同条第四項若しくは第六項の規定による特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域の特定を行った場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地域に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

第一條（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）
第八條（個人事業者で所得税法第六十七條、小規模事業者の取入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とする事ができる。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

有効な改正前規定（消費税法）

消費税法施行令

消費税法施行令

その取得の日の属する年の十二月三十一日又はその取得の日から三月を経する日（以下「遅い日」と称す）に当該特定対象者との間で行った特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合にあっては、政令で定める日）までに、当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の総務省令、財務省令で定める情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域を特定しなければならない。当該特定をし、その後再び当該政令で定める場合に該当することとなった場合についても、同様とする。

第一條（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）
第八條（個人事業者で所得税法第六十七條、小規模事業者の取入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とする事ができる。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

第一條（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）
第八條（個人事業者で所得税法第六十七條、小規模事業者の取入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とする事ができる。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

第一條（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）
第八條（個人事業者で所得税法第六十七條、小規模事業者の取入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とする事ができる。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

第一條（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例）
第八條（個人事業者で所得税法第六十七條、小規模事業者の取入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とする事ができる。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

第八條（輸出品販売場、譲渡する物品の範囲、手続等）
第一條（通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品）以下の条及び第十八條の第一項において単に「消耗品」というに代するものとして、その非居住者に対して、同の輸出品販売場（以下「輸出品販売場」といふ）に規定する輸出品販売場（同条第八項の規定により輸出品販売場とみなされるものを含む）をいう。以下この条から第十八條の五までにおいて同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額（法第十八條第一項に規定する対価の額をいう。第十八條の第三項において同一の合計額が五十万円を超えるもの）をいう。

一 当該販売場において非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場においてのみ行われる輸出品販売場（以下この条及び次条第一項において「一般輸出品販売場」といふ）の許可、当該販売場が次に掲げる要件すべて（基地内輸出品販売場にあつては、イ及びハに掲げる要件）を満たすこと。
イ（一）（略）
ハ（一）（略）
二 当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場が設置する免税手続カウンター（一の承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンター）（他の事業者が非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続につき、承認免税手続事業者が代理を行うための施設設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ）においてのみ行われる輸出品販売場（以下この条、次条及び第十條の四第一項第一号において「手続委託型輸出品販売場」といふ）の許可、当該販売場が、前号イ及びロに掲げる要件（基地内輸出品販売場にあつては、同号イに掲げる要件）を満たし、かつ、当該販売場を営营する事業者と当該承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件のすべてを満たす関係があること。
イ（一）（略）
ロ（一）（略）
三（一）改正により追加
四（一）（略）
五（一）（略）
六（一）（略）
七（一）（略）
八（一）（略）
九（一）（略）
十（一）（略）
十一（一）（略）
十二（一）（略）
十三（一）（略）
十四（一）（略）
十五（一）（略）
十六（一）（略）
十七（一）（略）
十八（一）（略）
十九（一）（略）
二十（一）（略）
二十一（一）（略）
二十二（一）（略）
二十三（一）（略）
二十四（一）（略）
二十五（一）（略）
二十六（一）（略）
二十七（一）（略）
二十八（一）（略）
二十九（一）（略）
三十（一）（略）
三十一（一）（略）
三十二（一）（略）
三十三（一）（略）
三十四（一）（略）
三十五（一）（略）
三十六（一）（略）
三十七（一）（略）
三十八（一）（略）
三十九（一）（略）
四十（一）（略）
四十一（一）（略）
四十二（一）（略）
四十三（一）（略）
四十四（一）（略）
四十五（一）（略）
四十六（一）（略）
四十七（一）（略）
四十八（一）（略）
四十九（一）（略）
五十（一）（略）
五十一（一）（略）
五十二（一）（略）
五十三（一）（略）
五十四（一）（略）
五十五（一）（略）
五十六（一）（略）
五十七（一）（略）
五十八（一）（略）
五十九（一）（略）
六十（一）（略）
六十一（一）（略）
六十二（一）（略）
六十三（一）（略）
六十四（一）（略）
六十五（一）（略）
六十六（一）（略）
六十七（一）（略）
六十八（一）（略）
六十九（一）（略）
七十（一）（略）
七十一（一）（略）
七十二（一）（略）
七十三（一）（略）
七十四（一）（略）
七十五（一）（略）
七十六（一）（略）
七十七（一）（略）
七十八（一）（略）
七十九（一）（略）
八十（一）（略）
八十一（一）（略）
八十二（一）（略）
八十三（一）（略）
八十四（一）（略）
八十五（一）（略）
八十六（一）（略）
八十七（一）（略）
八十八（一）（略）
八十九（一）（略）
九十（一）（略）
九十一（一）（略）
九十二（一）（略）
九十三（一）（略）
九十四（一）（略）
九十五（一）（略）
九十六（一）（略）
九十七（一）（略）
九十八（一）（略）
九十九（一）（略）
百（一）（略）

⑮（略）
新⑮（改正により追加）

⑯ 法第八條第六項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る一般型輸出品販売場又は手続委託型輸出品販売場において同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同条第六項の許可は、同日限りその効力を失う。（改正後の⑯）

令和三年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和・二・四法六三）
附則二〇条（令和三・八・一施行）

⑰（略）改正後の⑰
（臨時販売場を設置する承認の申請手続等）
第八條の五①（略）

税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請を承認し、又は申請者が次に掲げる要件を満たさないときは、その申請を却下する。
一 臨時販売場（法第八條第八項の規定により輸出品販売場とみなされる同項に規定する臨時販売場をいう。次号、次項及び第六項において同じ。）における免税販売手続に係る事務的的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として財務省令で定める者であること。

第六條の四（往書略）
一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律百四十五号）第六十九條第四項及び第五項（立入検査等）の規定により取去される酒類
三（略）

二 法第八條第七項の規定により輸出品販売場の許可を取り消され、又は次項の規定により同条第九項の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと
とその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

③―⑤（略）

⑥ 法第八條第九項の承認を受けた事業者は、臨時販売場の設置をやめようとするときは、そのやめようとする日その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同項の承認は、同日限りその効力を失う。

第四〇条①②（略）
（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例）

○酒税法

○登録免許税法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令	課税標準	税率
改正複合観光施設区域整備法平成三〇・七・二七法(三) 附則六条、合相三・七・二六までに施行 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律(令和一・二・四法六三)附則三条(令和一・八・一施行) ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二・六・一二法五〇)附則二条(令和三・三・五・一、令和三・二・六・一)までに施行 ・賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和二・六・一九法六〇)附則六条(令和一・一・八までに施行)		
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二十七条、第五十九条、第九十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条、第三十條、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条の五、第三十五条の六)		
登記、登録、特許、免許、許可、認定、指定又は技能証明の事項		
(一)三十四の二(略)		
三十四の三(改正により追加)		
三十五の四(略)		
四十八(削除)		
四十九 第三者型前払式支払手段の発行者の登録、資金移動業者の登録、暗号資産交換業者の登録、資金清算の免許又は認定資金決済事業者協会の認定		
(二)(略)		
(三)改正により追加 (四)改正後の四(一)		
五十七の六(略)		
七十七 医薬品等の製造販売業、製造業者若しくは修理業に係る許可、認定若しくは登録又は指定高度管理医療機器等に係る登録・認証・試験の登録	(略)	(略)
(一) 医薬品医療機器等法第十三条第一項(製造業の許可)は、医薬品(医薬品の許可)は、	(略)	(略)

有効な改正前規定(登録免許税法)

租税特別措置法

化粧品製造業の許可又は同条第六項の規定による製造所に係る許可の区分の追加に限り、更正の許可を定めるものに限る(更正後の許可を略く)

課税標準	税率
新(二)改正により追加 (三)改正による追加 (四)改正による追加 (五)改正による追加 (六)改正による追加 (七)改正による追加 (八)改正による追加	(略)

許可を略く(改正後の(四))
(九) 医薬品医療機器法等第二十条の二十四第一項(再生医療等製品の外国製造業者の認定)の再生医療等製品の外国製造業者の認定又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等の規定による製造所に係る認定の区分の追加の認定(更正後の認定を略く)
(十) 医薬品医療機器等法第四十条の二第二項(医療機器の修理業の許可)又は同条第五項の規定による事業所に係る修理業の許可に限り、更正の許可を略く(改正後の(五))
(十一) 医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する医薬品医療機器等法第十三条第一項若しくは第六項の二第三項若しくは第三十二条の三第三項において準用する場合を含む)第十三条の三第二項、第二十三条の二の四第一項、第二十三条の二の四第二項若しくは第三項、第三十二条の三第三項若しくは第六項の二第四第三項において準用する場合を含む)第二十条の二の四第一項又は第二十四条の二第一項若しくは第五項の規定による許可、認定又は登録(改正後の(四)又は(五)を略く)

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令	課税標準	税率
改正税法等の一部を改正する法律(令和二・三・二法八)本則一五条(令和四・一・一施行)		
青色申告特別控除 第五十五条の二(略)		
③ 青色申告を提出することに、務所長の承認を受けている個人で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの(所得税法第六十七条の規定の適用を受ける者を除く)が同法第四百四十一条第一項の規定により、該事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその承認を受けている年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額を記載している場合(これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として財務省令定める場に限る)は、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、同法第二十六条第四項又は第二十七条第一項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額から次に掲げる金額のうち低い金額を控除した金額とする。		
(一)二(略)		
(二)略		
七十七の二(改正により追加)	(略)	(略)
百五十一(略)	(略)	(略)
百五十二(略)	(略)	(略)

○租税特別措置法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令	課税標準	税率
改正税法等の一部を改正する法律(令和二・三・二法八)本則一五条(令和四・一・一施行)		
青色申告特別控除 第五十五条の二(略)		
③ 青色申告を提出することに、務所長の承認を受けている個人で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの(所得税法第六十七条の規定の適用を受ける者を除く)が同法第四百四十一条第一項の規定により、該事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその承認を受けている年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額を記載している場合(これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として財務省令定める場に限る)は、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、同法第二十六条第四項又は第二十七条第一項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額から次に掲げる金額のうち低い金額を控除した金額とする。		
(一)二(略)		
(二)略		
七十七の二(改正により追加)	(略)	(略)
百五十一(略)	(略)	(略)
百五十二(略)	(略)	(略)

有効な改正前規定(登録免許税法)

租税特別措置法

有効な改正前規定（地方税法）

○地方税法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

地方税法の一部を改正する法律（平成三〇・三・二二法三）
本地五法 令和三・一〇・一施行
特別税法等の一部を改正する法律（令和二・三・三二法五）
本則二条 令和三・一〇・一施行

（たばこ税の課税標準）

第四四條の四(一) たばこ税の課税標準は、第七十四條の第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という）に係る製造たばこの本数と

前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこ一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこ〇・七本に換算するものとする（表略）

③ 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に、四を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法
二 加熱式たばこの重量がフィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く、〇・四グラムをもつて紙巻たばこ〇・五本に換算する方法
三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三條第一項又は第一項の認可を受けた小売定価をいう）が定められている加熱式たばこ、当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く）
ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ

口 イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和

五十九年法律第七十二号 第十九条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額
(4) (略)

（たばこ税の税率）

第七四條の五 たばこ税の税率は、千本につき千円とする。

（たばこ税の課税標準）

第四七條の二 たばこ税の課税標準は、第四六五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という）に係る製造たばこの本数とする

② 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこ一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこ〇・七本に換算するものとする（表略）

③ 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に、四を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法
二 加熱式たばこの重量がフィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く、〇・四グラムをもつて紙巻たばこ〇・五本に換算する方法
三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三條第一項又は第一項の認可を受けた小売定価をいう）が定められている加熱式たばこ、当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く）
ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ

口 イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第十條

（たばこ税の税率）
第四八條 たばこ税の税率は、千本につき六百二十円とする

暴力団員不当行為防止法 風俗営業等規制業務適正化法

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・六・二二法五〇）附則二条（令和三・二・一）まで

（別表（第二関係））

新四十八(一)並に追加
四十八(一)五十八(略)改正後の四九(五十九)

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和十一年法律第百十三号）第五十一条第一項の許可を受けて営むものをい）、前号に掲げる営業に該当するものを除く、以下同じ）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営業（営業の常態として、通常主として酒類を提供して営業を営むものを除く。以下、酒類提供飲食店営業という）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

（注略）
（注略）

（注略）

（注略）

（注略）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・六・二二法五〇）附則二条（令和三・二・一）まで

用語の意義

第一條(一) (略)

（注略）

（注略）

（注略）

（注略）

（注略）

○自衛隊法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一一・二、四法六三）
- 附則三条（令和一一・八・一施行）

（医療法の適用除外等）

第二一五条の五①（略）

② 前項の医療を行うための施設は、医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第二十四条第二項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第十三条第二項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第三十六号）第十六条第二項、歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号）第六条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第十三条第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十一年法律第七十号）第十条の第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）第二条第二項ただし書、薬剤師法（昭和三十一年法律第五十号）第二条第二項及び第三項、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定を規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十四条第三項の規定の適用については同項に規定する薬局開設者等と、同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等とみなす。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇・六・一三法四八）
- 附則二条号（令和一一・六・一施行）

（他の法令との関係）

第五五条 註書略

一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第五項に規定する食品、同条第六項に規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第六十一条第一項に規定するおもちゃ及び同条第二項に規定する洗淨剤（一一五 略）

○動物の愛護及び管理に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和一一・六・一九法三九）
- 本則一条（令和一一・六・一施行）

（基準遵守義務）

第二一条①（略）

新②③（改正により追加）

② 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めること（改正後の④）

（勧告及び命令）

第三一条① 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

②⑤（略）

（準用規定）

第三一条の四① 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く）、第二十条第一項（第十六条第二項を除く）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第三号から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第四号」である。同条第四項中「第一項において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く）」とあるのは「第二十三条第二項中「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第四項中「第二十一号第一項又は第二項」とあるのは「第二十四号の四第一項において準用する第二十一号第一項又は第二項」と、同条第四項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第四項中「第十号から第十九号まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項（第五号に係る部分を除く）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的改善又は政令で定める。

②（略）

附則
②（略） 令和 法六七七より全部改正

有効な改正前規定（自衛隊法）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 動物の愛護及び管理に関する法律

有効な改正前規定（特定非営利活動促進法）

○特定非営利活動促進法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二・二二、九法七二）本則（令和三・六・九施行）

（設立の認証）

第〇条①（略）

② 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号の第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しななければならない。

一（略）

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

新③ 改正により追加

③ 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類の不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限りに、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。（改正後の④）

（定款の変更）

第五条例①④（略）

⑤ 第十条例第一項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

⑥⑦（略）

事業報告等の公開

第〇条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間）に提出を受けたものに限る）、役員名簿又は定款等について閲覧又は複写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写せなければならない。

認定の基準

第四五条例①（正務略）

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閱

覧せらるる。
イ・ロ（略）
六（略）
六（略）

②（略）

④ 認定の通知等

第四九条例①③（略）

④ 一直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条例第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条例第一項第八号の活動予書及び第三十五条第一項の財産目録、第五十二条第四項において同じ）、役員名簿及び定款等（二・三（略））

⑤ 変更等

第五二条例①④（略）

⑤ 役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書の提出に特別並びにこれらの書類の閲覧）

⑤ 改正により追加

⑤ 役員報酬規程等の提出

第五五条例① 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第一号から第四号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事、次項において同じ）に提出しなければならない。

②（略）

民間事業者が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する法律の適用

第七五条例 第十四条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による作成及び備置き、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第二項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条例第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条例第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）の規定を適用する場合には、同法中「主務官庁」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、

同法第九條の規定は、適用しない。

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律

令和三年四月一日以降効な旧規定

改正法令一覧

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二・六・四四六二）本則二条（令和二・一二・二二二）まで（施行）

（目的）

第一条 この法律は、マンシヨン建替事業、除却する必要があるマンシヨンに係る特別の措置及びマンシヨン敷地売却事業により定めることにより、マンシヨンにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンシヨンの倒壊その他の被害からの国民の生命・身体及び財産の保護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（除却の必要性に係る認定）

第二条（一）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断が行われたマンシヨンの管理者等（区分所有者又は区分所有権の第一により選任された管理者（区分所有法第二十五条第一項の規定第三十四条の規定により集会（以下「区分所有者会」という。）において指定された区分所有者）又はその被第四十九条第一項の規定により置かれた理をいう。第百五条の二において同じ。）は、国土交通省で定めるところにより、建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第三十五条に規定する特定行政庁（以下単に「特定行政庁」という。）に対し、当該マンシヨンを除却する必要がある旨の認定を申請することができ

（二）特定行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るマンシヨンが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして、国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

（三）（改正により追加）

（区分所有者集会の議例）

第百六条 第百二条第一項の認定を受けた場合においては、要除却認定マンシヨンの区分所有者は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有者集会を開くことができる。

有効な改正前規定（マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律）

（マンシヨン敷地売却法議）

第百八条（一）第百二条第一項の認定を受けた場合において、要除却認定マンシヨンに係る敷地利用権が数人で有する所有権又は借地権であるときは、区分所有者集会において、区分所有者議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の五百分の四以上の多数で、当該要除却認定マンシヨン及びその敷地（当該敷地利用権が借地権であるときは、その借地権を売却する旨の決議（以下「マンシヨン敷地売却決議」という。）をすることができ

（住居確保）

（二）買受人（第百二十条第一項の規定により組合（第百十六条に規定する組合をいう。以下この号において同じ。）が設立された場合にあつては、組合から要除却認定マンシヨンを買い受ける者）となるべき者の氏名又は名称

（住居確保）

（三）耐震改修に要する費用の概算額（改正により削られた）

（買受計画の認定）

第百九条（一）マンシヨン敷地売却決議が予定されている要除却認定マンシヨンについて、マンシヨン敷地売却決議があつた場合これを買受けようとする者は、当該要除却認定マンシヨン（以下「国土交通省で定めるところにより、マンシヨン敷地売却決議がされた要除却認定マンシヨン」という。）の買受け及び除却並びに代替建築物又はその部分の提供又はあつせんをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「買受計画」という。）を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができる。

（住居確保）

（二）住居確保要除却認定マンシヨンを買い受けたい日から決議要除却認定マンシヨンを除却する日までの間に、当該決議要除却認定マンシヨンの管理に関する事項

二 決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却の予定時期

三 決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却に関する資金計画

（四略）

五 決議要除却認定マンシヨンを除却した後の土地の利用に関する事項

六（略）

（買受計画の認定基準）

第一〇条（住居略）

一 決議要除却認定マンシヨンを買い受けたい日から決議要除却認定マンシヨンが除却される日までの間に、当該決議要除却認定マンシヨンについて新たな権利が設定されないことが確実であること

二 決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議要除却認定マンシヨンが買い受けられかつ、除却されることが確実であること

三 代替建築物提供等計画が当該決議要除却認定マンシヨンの区分所有者又は債権者の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること

（除却等の実施）

第一一条 認定買受人は、第百九条第一項の認定を受けた買受計画（第百一条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定買受計画」という。）に従い、決議要除却認定マンシヨンの買受け及び除却並びに代替建築物の提供等を実施しなければならない。

（報告の徴収等）

第一二条（一）都道府県知事等は、認定買受人に対し、認定買受計画に係る決議要除却認定マンシヨンの買受け若しくは除却又は代替建築物の提供等の状況について報告を求めることができる。

（二）都道府県知事等は、認定買受人が正当な理由なく、認定買受計画に従つて決議要除却認定マンシヨンの買受け若しくは除却又は代替建築物の提供等を実施していないと認めるときは、当該認定買受人に対して、当該認定買受計画に従つてこれらの措置を実施すべきことを勧告することができる。

（三）（略）

有効な改正前規定（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 金融サービスの利用者の利益の向上及び保護を図るための金融商品販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・六・二法五） 附則二四条（令和三・二・一）まで施行

改正法令 特定複合施設区域整備法（平成三〇・七・二七法八〇）附則一一条（令和三・七・二）まで施行

別表第一（第二一条関係）
新十二（改正）
三十一（改正）
三十一（改正）

新十二（改正）
新四十（改正）
新四十（改正）

④ 略
⑤ 略
⑥ 略

⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略

⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略

の場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略

⑮ 略	⑯ 略	⑰ 略	⑱ 略	⑲ 略	⑳ 略	㉑ 略	㉒ 略	㉓ 略	㉔ 略	㉕ 略	㉖ 略	㉗ 略	㉘ 略	㉙ 略	㉚ 略	㉛ 略	㉜ 略	㉝ 略	㉞ 略	㉟ 略	㊱ 略	㊲ 略	㊳ 略	㊴ 略	㊵ 略	㊶ 略	㊷ 略	㊸ 略	㊹ 略	㊺ 略	㊻ 略	㊼ 略	㊽ 略	㊾ 略	㊿ 略
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略
㉑ 略
㉒ 略
㉓ 略
㉔ 略
㉕ 略
㉖ 略
㉗ 略
㉘ 略
㉙ 略
㉚ 略
㉛ 略
㉜ 略
㉝ 略
㉞ 略
㉟ 略
㊱ 略
㊲ 略
㊳ 略
㊴ 略
㊵ 略
㊶ 略
㊷ 略
㊸ 略
㊹ 略
㊺ 略
㊻ 略
㊼ 略
㊽ 略
㊾ 略
㊿ 略

○麻薬及び向精神薬取締法

有効な改正前規定（麻薬及び向精神薬取締法）

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・二二、四法六三）
本則六条（令和三・八・一施行）

（薬局開設者等の特例）

第五〇条の二六①②（略）
③ 第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局員は、医薬品医療機器等法第七十二条に規定する薬局員又は当該医薬品の卸売販売業の許可を受けた者に係る医薬品医療機器等法第三十五条第一項に規定する営業所管理者は、第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

④（略）

（麻薬取締官及び麻薬取締員）

第五四条①④（略）
⑤ 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪若しくは医薬品医療機器等法に違反する罪、医薬品医療機器等法第八十三条の九、第八十四条第九号（名称、形状、包装その他の厚生労働省令で定める事項）からみて医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二、五若しくは第二十三条の二の十七の承認若しくは医薬品医療機器等法第十二条の二、二十三条の承認を受けた医薬品又は外国において、販売し、授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、（配置を含む。以下この項において同じ。）をすることが認められている医薬品と誤認させる物品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列をする行為に係るものに限る。第十九号（医薬品医療機器等法第五十五条の二の規定に係る部分に限る。）、第二十一号、第二十七号（医薬品医療機器等法第七十条第一項に係る部分については、医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する構造に係る医薬品に係る部分に限る。）及び第二十八号、第二十五号第六号、第九号及び第十号、第八十六条第一項第二十五号及び第二十六号並びに第八十七号第十三号、医薬品医療機器等法六十九条第四項及び第五項（医薬品医療機器等法第五十五条の二に規定する構造に係る医薬品に該当する疑いのある物に係る部分に限る。）並びに

第七十六条の八第一項の規定に係る部分に限る。）及び第五十号（以下この項において「第八十三条の九等の規定」という。）並びに第九十条（第八十三条の九等の規定に係る部分に限る。）の罪に限る。）、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚醒剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法書士として職務を行う。

⑥⑧（略）

○覚醒剤取締法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・二二、四法六三）
本則四条（令和三・八・一施行）

（業務の廃止等の届出）

第九条①（柱書略）
一（略）
二 医薬品医療機器等法第十三条第二項（許可の有効期間）の規定により医薬品の製造販売業の許可の有効期間が満了し、又は医薬品医療機器等法第十三条第三項（許可の有効期間）の規定により医薬品の製造業の許可の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき。

②④（略）

○雇用保険法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四・三・三）法四本則二条（令和四・一一一施行）

（適用除外）

第七条（若者等）

第一 一週間の所定労働時間が十時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
二六（略）

第二章第二節の二
第七條の五、第三十條の六（改正により追加）

（労働政策懇話会への諮問）

第七條（厚生労働大臣） 第二十四條の二第一項第三号、第十五條第一項又は第二十七條第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三條第一項、第十五條第一項、若しくは第二項、第十二條第一項、第十七條第三項、第三十條第一項、第三十條第二項、第三十條第三項、第三十條第四項、第三十條第五項の七第一項の理由、第六十條の四第一項若しくは第六十條の七第一項の理由、第六十三條第三項若しくは第二十四條の二第一項若しくは第十八條第三項の定義若しくは第二十四條の二第一項若しくは第二十六條第三項の基準、第十四條の二第一項若しくは第十六條又は第十六條第三項、第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十條の四第一項、第十五條第三項、第二十六條第二項、第二十九條第四項、第三十二條第二項（第三十七條の四及び第四十條第四項において準用する場合を含む。）、第三十三條第二項、第三十三條の四第六項及び第四十條第四項において準用する場合を含む。）、第四十六條及び第四十七條若しくは第五十二條第一項第五号第四項において準用する場合を含む。）、第五十八條第一項第二号の時間を定めようとするとき、その他の法律の施行に関する重要事項の意見の聴かなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第七條（事業主は） 労働者が第八條の規定による確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益を取扱いをしてはならない。

有効な改正前規定（雇用保険法）

○国民年金法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和四・六・五）法四〇本則二条（令和四・三・八）一施行

第三十條の三 第三十條の四の規定による障害基礎年金は、支給開始の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じ、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月まで、政令で定めるところにより、その全部又は二分の一（第三十條の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一）に相当する部分の支給を停止する。

第三十條の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住居、家財又は政令で定めるその他の財産につき被書額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの第三十條の四の規定による障害基礎年金については、その損害を受けた年の前年又は前々年に於ける当該被災者の所得する理由による前条の規定による給付の停止は、行われない。

前項の規定より第三十條の四の規定による障害基礎年金の支給の停止が行われなかった場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条第一項に規定する政令で定める額を超えるときは、当該被災者に支給する第三十條の四の規定による障害基礎年金、前項に規定する期間に係るものは、当該被災者が損害を受けた月に於けるか否か、その支給を停止する。

国民年金法

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・五）法四〇本則三条（令和三・八・一施行）

第二條（老齢年金生活者支援給付金の支給要件）
第一 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該老齢基礎年金を全額（以下「全額」という。）の受給権者であつて、当該老齢基礎年金については、同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

第二 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該老齢基礎年金を全額（以下「全額」という。）の受給権者であつて、当該老齢基礎年金については、同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

第三 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該老齢基礎年金を全額（以下「全額」という。）の受給権者であつて、当該老齢基礎年金については、同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

（障害年金生活者支援給付金の支給要件）

第一 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該障害基礎年金を全額（以下「全額」という。）の受給権者であつて、当該障害基礎年金については、同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該障害基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

○遺族年金生活者支援給付金の支給要件

令和三年四月一日以降有効な旧規定

第二條（遺族年金生活者支援給付金の支給要件）
第一 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該遺族基礎年金を受給する権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該遺族基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

第二 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該遺族基礎年金を受給する権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該遺族基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

第三 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該遺族基礎年金を受給する権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該遺族基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

（補足的老齢年金生活者支援給付金の額の改定時期）

第三條（補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を受ける者）
第一 国は、国民年金法（昭和四十二年法律第四十号）の規定による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）の受給権者であつて、当該老齢基礎年金を受給する権利について同法第十六条の規定による裁定の請求をしたもの（以下「全額受給者」という。）が、その者の前年（一月から七月までの月分）の所得とするが、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該老齢基礎年金受給権者に対し、遺族年金生活者支援給付金を支給する。

遺族年金生活者支援給付金の支給に関する法律

○臨床研究法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・二、四法六三）
附則三六条（令和三・八・一施行）

第二節（定義）

第一条①（略）

一（略）

二（柱書略）

イ（略）

ロ 次項第一号に掲げる医薬品であつて、医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第二項の承認（医薬品医療機器等法第十四条第三項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。以下ロにおいて同じ。）を受けているもの（当該承認に係る用法、用量その他の厚生労働省令で定める事項（以下ロにおいて「用法等」といふ。）と異なる用法等を用いる場合に限る。）

ハ（ホ（略）

（次項第三号に掲げる再生医療等製品であつて、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項又は第二十三条の三十七第一項の承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第九項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の変更の承認を含む。）以下ハにおいて同じ。）を受けているもの（当該承認に係る用法、用量その他の厚生労働省令で定める事項（以下ハにおいて「用法等」といふ。）と異なる用法等を用いる場合に限る。）

③

④

（略）

○食品衛生法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・食品衛生法等の一部を改正する法律（平成二〇・六・一二法）

四六・木則二条（令相三・六・一施行）

第八條（健康書情報届出）①食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を要する成分又は食物であつて、厚生労働大臣が事業、食品衛生審議会の意見を聴いて指定したものを（第一項及び第六十四條第一項において「指定成分等」といふ。）を含む食品（以下この項において「指定成分等を含む食品」といふ。）を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等を含む食品の健康被害を生じ、又は及ぼさざるおそれがある旨の情報を得た場合は、当該情報を、厚生労働省で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市長又は特別区の区長（都道府県知事等）という）に届け出なければならない。

②（略）

第九〇條の二（公衆衛生上必要な措置の基準）①厚生労働大臣は、営業、器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第五十條に規定する食鳥処理の事業（第五十條において「食鳥処理の事業」といふ。）を除く）の施設の衛生的管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」といふ。）について、厚生労働省で、次に掲げる事項に関する基準を定めるとする。

一・二（略）

③（略）

改正後の第五條

第二〇條の二（第五條の四）（略、改正後の第五條、第五三條）

第五三條（営業の基準の設定）都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与ふる影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるもの施設につき、条例で、業種別、公衆衛生の易地から必要な基準を定めなければならない。改正後の第五條

第五五條（営業の許可）①（略）

②（略）

二 第五十四條から第五十六條までの規定により許可を取消

有効な改正前規定（食品衛生法）

一 第五十四條から第五十六條までの規定により許可を取消する費用

二 第五十四條から第五十六條までの規定により許可を取消する費用

三 第五十一條第一項（第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用

四 第五十四條第六項（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生検査に要する費用

五 第五十九條第一項又は第二項（第六十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による売体の解体に要する費用

六（改正後の第六二條）

第五八條第一條（略、改正後の第六三條、第六七條）

第六二條（おもち等への適用）①第六條、第九條、第十二條、第十三條第二項を除く）第二項から第五項まで、第五十條、第五十一條及び第五十二條（第四條を除く。）並びに第五十四條から第六十條までの規定は、乳幼児が接触することにより、健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもち等について、これ準用する。この場合において、第十二條中「添加物」として使用されるものと（飲食）に供されるは、「おもち」の添加物として用いられることを目的とする化学的合成物（化学的手段により元素又は化合物に水解反応による化学反応を起させて得られた物質をいう。）と読み替へるとする。

②（略）

③ 第五十五條から第五十八條まで、第五十五條第一項、第五十八條から第五十九條までの規定は、営業外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に特定又は多数の者に食品を供する場合に、これ準用する。

改正後の第八三條

第六三條（略、改正後の第六四條）

第六四條（国民等の意見の聴取）①厚生労働大臣は、第六三條第二号ただし書（第六十三條第二項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合と定めようとするとき、第七條第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしなうと、第七條第二項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしなうとするとき、第六三條第一項の規定により指定成分を指定しようとするとき、第十條第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十條第二項に規定する基準を損なうおそれのない場合と定めようとするとき、第十三條第二項、第六十三條第二項、第六十四條第一項、第六十五條第一項、第六十六條第一項及び第七十條第一項に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十三條第三項に規定する健康を損なうおそれのないことを定めようとするとき、第八三條第一項（第十二條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用

②（略）

③ 第五十一條第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生検査に要する費用

④ 第五十一條第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生検査に要する費用

⑤ 第五十九條第一項又は第二項（第六十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による売体の解体に要する費用

⑥（改正後の第六二條）

第五八條第一條（略、改正後の第六三條、第六七條）

第六二條（おもち等への適用）①第六條、第九條、第十二條、第十三條第二項を除く）第二項から第五項まで、第五十條、第五十一條及び第五十二條（第四條を除く。）並びに第五十四條から第六十條までの規定は、乳幼児が接触することにより、健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもち等について、これ準用する。この場合において、第十二條中「添加物」として使用されるものと（飲食）に供されるは、「おもち」の添加物として用いられることを目的とする化学的合成物（化学的手段により元素又は化合物に水解反応による化学反応を起させて得られた物質をいう。）と読み替へるとする。

②（略）

③ 第五十五條から第五十八條まで、第五十五條第一項、第五十八條から第五十九條までの規定は、営業外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に特定又は多数の者に食品を供する場合に、これ準用する。

改正後の第八三條

第六三條（略、改正後の第六四條）

第一項（第十二條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十條第二項に規定する基準を損なうおそれのない量を定めようとするとき、第十三條第二項に規定する輸入食品監視指針計画を定め、若しくは変更しようとするとき、第十條第二項に規定する基準を定めようとするとき、第五十條第一項若しくは第五十條の第三項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めない場合があるときは、この限りでない。

④（略）

⑤ 第一項及び第二項の規定は、内閣総理大臣が第十九條第一項から第十項まで、第十九條第二項及び第三項、第二十條、第二十一條及び第二十二條（第四條を除く。）並びに第五十四條から第六十條までの規定は、乳幼児が接触することにより、健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもち等について、これ準用する。この場合において、第十二條中「添加物」として使用されるものと（飲食）に供されるは、「おもち」の添加物として用いられることを目的とする化学的合成物（化学的手段により元素又は化合物に水解反応による化学反応を起させて得られた物質をいう。）と読み替へるとする。

⑥（略）

⑦ 第五十五條から第五十八條まで、第五十五條第一項、第五十八條から第五十九條までの規定は、営業外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に特定又は多数の者に食品を供する場合に、これ準用する。

改正後の第八三條

第六三條（略、改正後の第六四條）

第六四條（国民等の意見の聴取）①厚生労働大臣は、第六三條第二号ただし書（第六十三條第二項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合と定めようとするとき、第七條第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしなうと、第七條第二項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしなうとするとき、第六三條第一項の規定により指定成分を指定しようとするとき、第十條第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十條第二項に規定する基準を損なうおそれのない場合と定めようとするとき、第十三條第二項、第六十三條第二項、第六十四條第一項、第六十五條第一項、第六十六條第一項及び第七十條第一項に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十三條第三項に規定する健康を損なうおそれのないことを定めようとするとき、第八三條第一項（第十二條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用

②（略）

③ 第五十一條第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生検査に要する費用

④ 第五十一條第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生検査に要する費用

⑤ 第五十九條第一項又は第二項（第六十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による売体の解体に要する費用

⑥（改正後の第六二條）

第五八條第一條（略、改正後の第六三條、第六七條）

第六二條（おもち等への適用）①第六條、第九條、第十二條、第十三條第二項を除く）第二項から第五項まで、第五十條、第五十一條及び第五十二條（第四條を除く。）並びに第五十四條から第六十條までの規定は、乳幼児が接触することにより、健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもち等について、これ準用する。この場合において、第十二條中「添加物」として使用されるものと（飲食）に供されるは、「おもち」の添加物として用いられることを目的とする化学的合成物（化学的手段により元素又は化合物に水解反応による化学反応を起させて得られた物質をいう。）と読み替へるとする。

②（略）

③ 第五十五條から第五十八條まで、第五十五條第一項、第五十八條から第五十九條までの規定は、営業外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に特定又は多数の者に食品を供する場合に、これ準用する。

改正後の第八三條

第六三條（略、改正後の第六四條）

第六四條（国民等の意見の聴取）①厚生労働大臣は、第六三條第二号ただし書（第六十三條第二項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合と定めようとするとき、第七條第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしなうと、第七條第二項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしなうとするとき、第六三條第一項の規定により指定成分を指定しようとするとき、第十條第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第十條第二項に規定する基準を損なうおそれのない場合と定めようとするとき、第十三條第二項、第六十三條第二項、第六十四條第一項、第六十五條第一項、第六十六條第一項及び第七十條第一項に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十三條第三項に規定する健康を損なうおそれのないことを定めようとするとき、第八三條第一項（第十二條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可に要する費用

②（略）

③ 第五十一條第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生検査に要する費用

④ 第五十一條第二項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による衛生検査に要する費用

⑤ 第五十九條第一項又は第二項（第六十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定による売体の解体に要する費用

⑥（改正後の第六二條）

第五八條第一條（略、改正後の第六三條、第六七條）

第六二條（おもち等への適用）①第六條、第九條、第十二條、第十三條第二項を除く）第二項から第五項まで、第五十條、第五十一條及び第五十二條（第四條を除く。）並びに第五十四條から第六十條までの規定は、乳幼児が接触することにより、健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもち等について、これ準用する。この場合において、第十二條中「添加物」として使用されるものと（飲食）に供されるは、「おもち」の添加物として用いられることを目的とする化学的合成物（化学的手段により元素又は化合物に水解反応による化学反応を起させて得られた物質をいう。）と読み替へるとする。

○消費生活用品安全法

○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

○銀行法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

令和三年四月一日以降有効な旧規定

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- 改正法令一覽
- 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三〇・六・一二法)
- 四六(附則二〇条(令和三・六・一施行)

別表 第一(条関係)

- 一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四條第二項に規定する食品及び同條第二項に規定する添加物並びに同法第六十二条第二項に規定する洗浄剤
- 三九(略)

改正法令一覧

- 改正法令一覽
- 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三〇・六・一二法)
- 四六(附則二条(令和三・六・一施行)

別表

- 一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四條第二項に規定する食品、同條第一項に規定する添加物、同條第四項に規定する器具及び同條第五項に規定する容器包装並びに同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ及び同法第二項に規定する洗浄剤
- 二三(略)

改正法令一覧

- 改正法令一覽
- 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二・六・二二法五〇本則九条(令和三・三・二一)までに施行)

(銀行の子会社の範囲等)

- 第六条の二(註書略)
- 一三三(略)
- 四 金融商品取引法第二条第十二項(定義)に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項(定義)に規定する金融商品仲介業をい。次に掲げる行為のいすれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ)のほか、金融商仲介業者に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」とい。う)金融商品取引法第二条第十二項第一号(定義)に掲げる行為
- 行(金融商品取引法第二十七項(定義)に規定する取引所金融商品市場又は同法第八項第三号ロ(定義)に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介)
- ハ 金融商品取引法第二十八條第八項第三号又は第五号(通則)に掲げる行為の委託の媒介
- ニ 金融商品取引法第二十二項第三号(定義)に掲げる行為
- 四の二(改正により追加)
- 五一八(略)
- 九 保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をいう、以下同じ)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く)
- 十 信託業(信託業法第二条第一項(定義)に規定する信託業をいう、以下同じ)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く)
- 十一 寄附事業(寄附税法第二条第一項(寄附)をいう、以下同じ)を営む外国の会社(第七号に掲げる会社に該当するものを除く)
- 十二 信託業(略)
- 一七(略)
- 八 証券略
- イ 兼營法第一條第一項(兼營の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下「信託兼營銀行」とい。う)
- ロ 一(略)

銀行持株会社の子会社の範囲等

- 第五一條の三(註書略)
- 三の二(改正により追加)
- 四十三(略)
- ②(略)
- ①(略)
- 第五一條の五(註書略)

- 一 銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせた若しくは譲渡をした個人又は法人
- 二 銀行代理業者であつた個人又は法人が死亡したとき。その相続人
- 三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
- 四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管理人
- 五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外 の理由により解散したとき。その清算人
- 六 改正により追加

- 適用除外
- 第五一條の六(一) 第五十二條の六(三)第六項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業者)を行行者をいう。以下この条において同じ)は、銀行代理業を営むことができる
- ③(略)
- ②(略)

- 登録の拒否
- 第五二條の六の五(一)(註書略)
- 一(註書略)
- 一(略)
- 二(註書略)
- (1)改正により追加
- (1)(7)(略)改正後の(2)
- (8) 農業協同組合法、水産協同組合法、協同組合法による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(7)までの業務と同種類の業務の廃止の命令(改正後の(9))

有効な改正前規定 (消費生活用品安全法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 銀行法)

ホ 合による金融事業に関する法律、水産協同組合法、協同組合法による金融事業、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)

有効な改正前規定（保険業法）

むに処せられ、その刑行を終わり、又はその刑執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

イ 株主略

ロ 往書略

一 略

二 略

三 略

② 略

(6) 略

(5) 略

(4) 略

(1) 略

(1)から(8)までに掲げる命令を受けた場合

において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員

であった者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

○保険業法

令和三年四月 日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・金融サービス利用者の利用の向上及び保護を図るための金融商品の取等に関する法律の一部を正す法律（令和

三・六・二）法五〇（本則二条（令和三・二・一）までに

に施行）

（保険会社の子会社の範囲等）

第六條（一）（往書略）

六 金融商品取引法第二十二項（定義）に規定する金融商

品金融業者のうち、金融商品仲介業（同条第十項（定義）

に規定する金融商品仲介業をい）次に掲げる行為のいずれ

かを業として行うものに限る。以下この号において同じ）

ほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定

めたる業務を専ら行うもの（以下「証券仲介専門会社」とい

う）

イ 金融商品取引法第二十一項第一号（定義）に掲げる

行為

ロ 金融商品取引法第二十一項第七項（定義）に規定する取引

所金融商品市場又は同条第八項第三号（定義）に規定す

る外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

（ハ）に掲げる行為に該当するものを除く）

ハ 金融商品取引法第二十八号第八項第一号又は第二号（通

則）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第二十一項第二号（定義）に掲げる

行為

六の二（改正により追加）

七（往書略）

八（往書略）

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第二項

（兼営の認可）の認可を受けて信託業を営む銀行（以下

この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ一（略）

第三條之三（一）（往書略）

第六の二（改正により追加）

一（略）

六の二（改正により追加）

第七十五 略

⑥ 略

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七七条の四（一）（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第七九条の二（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

第八〇条（一）（往書略）

あつたとき、当該変更に係る特定保険募集人

- 二 保険募集の業務を廃止したとき、特定保険募集人であつた個人又は特定保険募集人であつた法人を代表する役員
- 三 特定保険募集人である個人が死亡したとき、その相続人
- 四 特定保険募集人である法人について破産手続開始の決定があつたとき、その破産管理人
- 五 特定保険募集人である法人が合併し、法人でない社団又は財団にあつたときは、合併に相当する行為、次号において同じにより消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者
- 六 特定保険募集人である法人が合併し破産手続開始の決定以外の場合により解散し、法人でない社団又は財団にあつたときは、解散に相当する行為をしたとき、その清算人、法人でない社団又は財団にあつたときは、その代表者又は管理人であつた者
- 七 改正により追加

③ 特定保険募集人が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該特定保険募集人の登録は、その効力を失ふ。

(登録の予告)
第八九条(一) 往書略

① 二 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(ただしこれに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたり、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

④ 第二百七条第三項の規定により第二百八条の登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日(当該法人の役員であつた者で、当該取消の日から三年を経過しないものを含む。)又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該法人において受けていた同種類登録に該登録に関する評その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消された者

その取消の日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日(当該法人の役員であつた者で、当該取消の日から三年を経過しないものを含む。))

五 申請の日前三年以内に保険募集に関する不適当な行為をした者

七 保険会社若しくは外国保険会社等、これらの役員、保険募集人である者若しくは又は保険募集人(損害保険代理店の使用人については、保険募集を行う者に限る。)八 個人でその保険募集を行う者のうち、前各号のいずれかに該当する者のあるもの

九 往書略

イ、ロ(略)

ハ 改正により追加

②(略)

①(略)

二〇条(一) 往書略

① 第二百八十条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、当該変更に係る破産人

二 保険募集業務を廃止したとき、破産人

三 破産人

四 破産人

五 破産人

六 破産人

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

○貸金業法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二・六二二法五〇本則〇条 令和三・二二一、一まで)に施行

第六条(一) 往書略

三 第十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項又は第十四条の六の六第一項(第四号に係る部分に限る)の規定により登録を取り消された者、その取消の日から五年を経過しない者

四 (略)

五 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和十九年法律第九十五号、旧貸金業法の自主規制的助長に関する法律(昭和四十七年法律第百号)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定を第三十三条の七第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百八十八号)第二十三条の規定に違反し、若しくは刑法、明治四十四年法律第十五号若しくは暴力行為等処罰に関する法律、大正五年法律第六十号の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

(業等)の届出
第一〇条(一) 往書略

一五(略)

六 改正により追加

(登録)の拒否
第四条の七(一) 往書略

一・二(略)

三 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第五項又は第十四条の六の六第一項の登録を取り消された者の場合において、当該取消に係る職員の期日及び場所の公示の日前十日以内に当該法人の役員、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をい、いかなる名称を有する者を問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められ、若しくは内閣府令で定めるものを含む。であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの

四 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百八十八号)第二十三条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六八(略)

(協会の資格及び協会の加入の制限)
第七七条(一) 協会の協会は、貸金業者に限る。協会は、すべての貸金業者をその会令で定める範囲以上貸金業者をその協会員としなければならない。

(略)

①(略)

②(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

有効な改正前規定 (貸金業法)

○資金決済に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年六月二十二日法律第四号）
・二六・二五法五〇（本則）
・四法四（令）第三・五・一施行

（定義）

① この法律において、前払式支払手段発行者とは、次条第三項に規定する前払式支払手段発行者及び同条第七項に規定する第三者預行をいう。

② この法律において、資金移業とは、銀行以外の者が替わ引（本則）の取引として政令で定めるものに係る業と替わ引（本則）をいう。

③ この法律において、紛争解決業務の種別とは、紛争解決業務に係る資金移業、資金移動業者が替わ引に係る業務をいう。第五十一条の第一項第七号において同じ及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の第十二項各号において同じ）の種別をいう。

④ この法律において、紛争解決業務の種別とは、紛争解決業務に係る資金移業、資金移動業者が替わ引に係る業務をいう。第五十一条の第一項第七号において同じ及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の第十二項各号において同じ）の種別をいう。

⑤ この法律において、紛争解決業務の種別とは、紛争解決業務に係る資金移業、資金移動業者が替わ引に係る業務をいう。第五十一条の第一項第七号において同じ及び暗号資産交換業務（暗号資産交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の第十二項各号において同じ）の種別をいう。

⑥ 前項の規定により自家型発行者とみなされた者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

⑦ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑧ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑨ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑩ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑪ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑫ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑬ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑭ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑮ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑯ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

⑰ 前項の規定により自家型前払式支払手段に係る特別四（本則）から第十号までに掲げる事項

① 資金移動業者は、第三十八条各号に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を資金移業者登録簿に登録しなければならない。

③ 改正により追加

④ 改正により追加

⑤ 改正により追加

⑥ 改正により追加

⑦ 改正により追加

⑧ 改正により追加

⑨ 改正により追加

⑩ 改正により追加

⑪ 改正により追加

⑫ 改正により追加

⑬ 改正により追加

⑭ 改正により追加

⑮ 改正により追加

⑯ 改正により追加

⑰ 改正により追加

⑱ 改正により追加

⑲ 改正により追加

⑳ 改正により追加

㉑ 改正により追加

㉒ 改正により追加

① 資金移業者は、政令で定めるところにより、履行保証金（本則）を定め、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を資金移業者登録簿に登録しなければならない。

③ 改正により追加

④ 改正により追加

⑤ 改正により追加

⑥ 改正により追加

⑦ 改正により追加

⑧ 改正により追加

⑨ 改正により追加

⑩ 改正により追加

⑪ 改正により追加

⑫ 改正により追加

⑬ 改正により追加

⑭ 改正により追加

⑮ 改正により追加

⑯ 改正により追加

⑰ 改正により追加

⑱ 改正により追加

⑲ 改正により追加

⑳ 改正により追加

㉑ 改正により追加

㉒ 改正により追加

① 資金移業者は、政令で定めるところにより、履行保証金（本則）を定め、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を資金移業者登録簿に登録しなければならない。

③ 改正により追加

④ 改正により追加

⑤ 改正により追加

⑥ 改正により追加

⑦ 改正により追加

⑧ 改正により追加

⑨ 改正により追加

⑩ 改正により追加

⑪ 改正により追加

⑫ 改正により追加

⑬ 改正により追加

⑭ 改正により追加

⑮ 改正により追加

⑯ 改正により追加

⑰ 改正により追加

⑱ 改正により追加

⑲ 改正により追加

⑳ 改正により追加

㉑ 改正により追加

㉒ 改正により追加

① 資金移業者は、政令で定めるところにより、履行保証金（本則）を定め、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を資金移業者登録簿に登録しなければならない。

③ 改正により追加

④ 改正により追加

⑤ 改正により追加

⑥ 改正により追加

⑦ 改正により追加

⑧ 改正により追加

⑨ 改正により追加

⑩ 改正により追加

⑪ 改正により追加

⑫ 改正により追加

⑬ 改正により追加

⑭ 改正により追加

⑮ 改正により追加

⑯ 改正により追加

⑰ 改正により追加

⑱ 改正により追加

⑲ 改正により追加

⑳ 改正により追加

㉑ 改正により追加

㉒ 改正により追加

行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

新第五一条の二・第五一条の三（改正により追加）

第五一条の二（略、改正後の第五一条の四）

第三章第四節中

第五八条の二（改正により追加）

（履行保証金の選付）

第五九条① 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

② | ⑥（略）

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六二条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（利用者財産の管理）

第六三条の一①②（略）

③ 暗号資産交換業者は、前二項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第六六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

（履行保証暗号資産）

第六四条の一の二① 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産（以下この項、第六十三条の十九の二第二項及び第六八条第三号において、「履行保証暗号資産」という。）を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

②（略）

ト (略)
チ 第五十二条第二項、第六十条の八、第二項、第六十条の十、第四項、および準用する場合を含む。第六十六条の二、第四項、第六十六条の四、第二項若しくは第六十二条の六、第三項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員は、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員としての処分を受けた日から五年を経過しない者。

三二七 (略)
② ⑥ (略)

第三三 (金融機関の登録の拒否等)

一 取り消し 第六十一条の規定により第三三二条の二の登録を取り消し、第六十二条第二項の規定により第六十二条の六条の登録を取り消され、第六十六条の四、第二項の規定により第六十二条の七の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六、第三項の規定により第六十六条の五の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は、当該法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、当該登録に類する許可その他の行政処分を含む一を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者。

二 この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業に關する法律、不動産特定共同事業法、資産の流化に関する法律、金融業者のための社債の発行に関する法律、信託業法、貸付法に関する法律その他政令で定める法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による罰金を含む)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。

三二五 (略)
② (略)

第三四 (廃業等の届出等)

第一〇条の二 (株書略)
一七 (略)
一八 (改正により追加)
② 金融商品取引業者等が前項を旨のいずれかに該当するところとなつたとき、同項第六号に於ては分別により事業の全部を承継させたとき、同項第七号に於ては事業の全部を譲渡したときに限るは、当該金融商品取引業者等の第三十九条又は第三十三条の二の登録は、その効力を失う。

③ ⑩ (略)
⑪ ⑫ (改正により追加)

第三五 (金融商品取引業者に対する監督上の処分)

第五十条 (略)
第五十一条 (略)
第五十二条 (略)
第五十三条 (略)
第五十四条 (略)
第五十五条 (略)
第五十六条 (略)
第五十七条 (略)
第五十八条 (略)
第五十九条 (略)
第六十条 (略)
第六十一条 (略)
第六十二条 (略)
第六十三条 (略)
第六十四条 (略)
第六十五条 (略)
第六十六条 (略)
第六十七条 (略)
第六十八条 (略)
第六十九条 (略)
第七十条 (略)
第七十一条 (略)
第七十二条 (略)
第七十三条 (略)
第七十四条 (略)
第七十五条 (略)
第七十六条 (略)
第七十七条 (略)
第七十八条 (略)
第七十九条 (略)
第八十条 (略)
第八十一条 (略)
第八十二条 (略)
第八十三条 (略)
第八十四条 (略)
第八十五条 (略)
第八十六条 (略)
第八十七条 (略)
第八十八条 (略)
第八十九条 (略)
第九十条 (略)
第九十一条 (略)
第九十二条 (略)
第九十三条 (略)
第九十四条 (略)
第九十五条 (略)
第九十六条 (略)
第九十七条 (略)
第九十八条 (略)
第九十九条 (略)
第一百条 (略)

第五十九條の四 (株書略)
一 取り消し 第六十一条の規定により第五十九条の登録を取り消され、次条第二項の規定により第五十九条第一項の許可を取り消され、第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、第六十六条の四、第二項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、若しくは第六十六条の六、第三項の規定により第六十六条の五の登録を取り消され、又はその本店の所在地を有する国において第六十六条の五の登録を取り消され、若しくは第六十六条の五の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者又は、当該法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、当該登録に類する許可その他の行政処分を含む一を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでその善である者。

二 この法律、投資信託及び投資法人に関する法律、商品先物取引法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による罰金を含む)に処せられたとき、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでその善である者。

三 (略)
② (略)

第三六 (取引所取引業務の許可の拒否要件)

第八八条の三 (株書略)

一 (株書略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)

第六四條の二 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六四條の三 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六四條の四 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六四條の五 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六五 (登録事務の委任)

第九〇条 (略)

第四四條の七 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六六條の二 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六六條の三 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六六條の四 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六六條の五 (略)
一 (略)
二 (略)
三 (略)
四 (略)
五 (略)
六 (略)
七 (略)
八 (略)
九 (略)
十 (略)
十一 (略)
十二 (略)
十三 (略)
十四 (略)
十五 (略)
十六 (略)
十七 (略)
十八 (略)
十九 (略)
二十 (略)
二十一 (略)
二十二 (略)
二十三 (略)
二十四 (略)
二十五 (略)
二十六 (略)
二十七 (略)
二十八 (略)
二十九 (略)
三十 (略)
三十一 (略)
三十二 (略)
三十三 (略)
三十四 (略)
三十五 (略)
三十六 (略)
三十七 (略)
三十八 (略)
三十九 (略)
四十 (略)
四十一 (略)
四十二 (略)
四十三 (略)
四十四 (略)
四十五 (略)
四十六 (略)
四十七 (略)
四十八 (略)
四十九 (略)
五十 (略)

第六七 (設置の認可)

第九二条 (略)

第九三 (略)

第九四 (略)

第九五 (略)

第九六 (略)

第九七 (略)

第九八 (略)

第九九 (略)

有効な改正前規定 (金融商品取引法)

⑤ 現金その他の保証金の金銭の額を上回るものとなるおそれ
三 当該金融商品の販売に於て、前項第六号の事由により担
負が生ずることとなるおそれがある者における当該担負の
額が当該金融商品の販売が行われることにより顧客が支払
すべき委託金その他の保証金の金銭の額を上回るものとな
るおそれ
四 前号に準ずるものとして政令で定めるもの
⑥ 前項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号ハ
及び第六号ハに規定する金融商品の販売に係る取引の仕組
みとは、次に掲げるものをいう。

一 前条第一項第六号及び第七号に掲げる行為が
一であつては、これらの規定に規定する契約の内容
二 前条第一項第五号に掲げる行為があつては、当該規定に規
定する金融商品取引法第一案第一項に規定する有価証券に表
示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみな
される権利と同項第一号及び第二号に掲げる権利を除くもの
内容及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる
義務の内容

三 前条第一項第六号に掲げる行為が同号イに係るものに限
るにあつては、当該規定に規定する権利の内容及び当該行為
が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容
四 前条第一項第六号に掲げる行為が同号ロに係るものに限
るにあつては、当該規定に規定する債権の内容及び当該行為
が行われることにより顧客が負担することとなる債務の内
容

五 前条第一項第六号に掲げる行為が同号ニに係るものに限
るにあつては、当該規定に規定する暗号資産に表示される
権利の内容(当該権利が存在しないときは、その旨及び当該
行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内
容)

六 前条第一項第八号から第十号までに掲げる行為にあつて
は、これらの規定に規定する取引の組み
七 前条第一項第十号の政令で定める行為にあつては、政令
で定める事項

⑦ 第一項の規定による販売に於て、以上の金融商品販売業者等が
第六項の規定により顧客に対して重要事項について説明をし
なければならない場合において、いずれかの金融商品販売業者等
が当該重要事項について説明をしたときは、他の金融商品販売
業者等は、同項の規定にかかわらず、当該重要事項について説
明をすることを要しない。ただし、当該他の金融商品販売業者
等が政令で定める場合がある場合は、この限りでない。

⑧ 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用及び
一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を
有する者として政令で定める者(第九案第一項において、特
定顧客とす)である場合
二 第八項第一号に規定する商品連市場若くはサブ取引及び
その取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項につい

て説明を要しない旨、顧客の意思の表明があつたとき。
⑨ 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に係る禁止
第四案 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に係る禁止
おとすとすときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販
売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に
係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供
し、又は確実であるとして誤認させるおそれのあることを告げる
行為として、「断定的判断の提供等」として、行つてはならない。
(金融商品販売業者等損害賠償責任)

第五案 金融商品販売業者等は、顧客に対する第三案の規定により
重要事項について説明しなければならない場合において当該
重要事項について説明をしなかつたとき、又は前条の規定に違
反し断定的判断の提供等を行つたときは、これによつて生じ
たる当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。
(課税)

第六案 前条の規定による損害の賠償を請求する場合に
は、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説
明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたこと
によつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。
⑩ 前条の「元本欠損」とは、当該金融商品の販売が行われた
ことにより顧客が支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額
当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の誤謬に
た金融商品又は誤謬をしなかつたとき、又は前条の規定にあつて
は、当該合計額にこれの金銭相当物の市場価値(市場価値が
ないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)から、当該
金融商品の販売により当該顧客が当該金融商品の販売により当
該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得す
ることとなつた者がある場合における当該者を含む以下
各事項において、顧客等とす。一、当該者が取得した金銭及び取得す
べき金銭の合計額(当該金融商品の販売により当該顧客等の取
得した金銭以外の財産及び取得すべき金銭以外の財産がある場
合にあつては、当該合計額にこれらの金銭以外の財産を加へた
額)市場価値がないときは、処分推定価額の合計額を加えた
額)と当該金融商品の販売による当該顧客等の取得した金銭以
外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたもの
の処分価額の合計額とを合計した額を控除した額をいう。
(民法の適用)

第七案 重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断
の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の
責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十
九年法律第八十九号)の規定による。
(勧誘の適正の確保)

第八案 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等
に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない
(勧誘方針の策定等)

第九案(金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売
等に係る勧誘をしよとするとするときは、あらかじめ、当該勧誘に
関する方針(以下、勧誘方針という)を定めなければならない
い。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体そ
の他の勧誘の適正性を欠くおそれがあると認められる者として政令
で定める場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品
販売業者である場合は、この限りでない。
⑪ 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものと
する。
一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金
融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき
事項
二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配
慮すべき事項
三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正性の確保に関する事
項

⑫ 金融商品販売業者等は、第一項の規定より勧誘方針を定め
たときは、政令で定める方法により、速やかにこれを公表し
なければならない。これを変更したときも、同様とする。
(過料)

第十案 前条第一項の規定に違反して勧誘方針を定め、又は
同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販
売業者等は、五十万円以下の過料に処する。
(施行期日等)

⑬ この法律は、平成十三年四月一日から施行し、この法律の施
行後に金融商品販売業者等が業として行つた金融商品の販売等
について適用する。
重要事項についての説明に関する経過措置
⑭ この法律の施行後に業として行われる金融商品の販売につ
いて、顧客に対し、この法律の施行前に重要事項に相する事
項について説明が行われているときは、金融商品販売業者等
は、当該金融商品の販売に係る重要事項について説明を行つ
たものとする。
(政令への委任)

⑮ 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過
措置は、政令で定める。

有効な改正前規定(金融商品の販売等に関する法律)

有効な改正前規定（商品先物取引法 農協組合法）

○商品先物取引法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・六・二法五〇）附則七条（令和三・二・一）までに施行）

（金融商品の販売等に関する法律の準用）

第二〇〇条の二（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六条から第九項までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とするものは、商品先物取引法第二百八条第四項と、同項及び同法第七条中「重要事項」として説明をしなければならないこととは断定的判断の提供等を行ったこととあるのは、商品先物取引法第一百四十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定に準じたこと又は同法第二百七条第一項第一号から第三号まで掲げる事項について説明をしなければならず」と、同法第九條第一項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとすは、必要と技術的調整等は、政令で定める。

第七三三條（註略）

第一第二百一十條の三又は第二百四十條の十九において準用する金融商品の販売等に関する法律第九條第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

○宅地建物取引業法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・六・二法五〇）附則一九条（令和三・二・一）までに施行）

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五〇條の二の四（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう）、匿名組合契約（商法（明治三十四年法律第四十八号）第五百二十五条に規定する匿名組合契約をいう）、若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう）に基づき権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）を対価とする譲渡をする場合を含む。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十條の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○農業協同組合法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二・六・二法五〇）本則一条（令和三・二・一）までに施行）

第一一條の六六（子会社所有の制限）①（註書略）

- 一―一三（略）
- 三―二（略）
- 四―七（略）
- ②―四〇（略）
- 第九二條の三（適用除外）① 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用業務代理業を行うことができる。（略）

○航空法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等飛行の禁止に関する法律（令和二年・二・一・二）
・二四法六）本則（令和二年・二・一・二）までに施行

第三五条の二 改正により追加

○郵便法

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和二年・二・一・四）
・二四法七〇）本則（令和二年・二・一・四）までに施行

料金

第六七条①（略）

②（略）

一 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められないこと（会社一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く）
二 一（略）
三 一（略）
四 一（略）

⑤⑦（略）

郵便業務管理規程

第七〇条①②（略）

③（略）

一 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること
二 一週間につき六日以上一般信書郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書郵便物の配達の方法が定められていること
三 一週間につき六日以上一般信書郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書郵便物の配達の方法が定められていること
四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の総務省令で定める日の日数は、算入しない）以内（郵便物が地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え一週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に達することが定められていること
五 六（略）

○民間事業者による信書の送達に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和二年・二・一・四）
・二四法七〇）本則（令和二年・二・一・四）までに施行

定義

第二条①③（略）

④（略）

⑤（略）

許可の基準

第九条（略）

①（略）

②（略）

③（略）

イ 一週間につき六日以上一般信書郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書郵便物の配達の方法が定められていること
ロ 一週間につき六日以上一般信書郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書郵便物の配達の方法が定められていること
三 一週間につき六日以上一般信書郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書郵便物の配達の方法が定められていること
四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の総務省令で定める日の日数は、算入しない）以内（郵便物が地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え一週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書郵便物を送達するもの
五 六（略）

料金の揭示

第八一条 一般信書郵便事業者は、第十六条第一項の規定により届

けた料金は、同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲げなければならない。

有効な改正前規定（航空法）

郵便法

民間事業者による信書の送達に関する法律